アルインコ株式会社　電子事業部

デジタル音声変調 F1E の免許申請に付いて

平成 12 年 11 月 28 日に日本初のデジタル音声変調「20F3」が免許になって以来今日まで多くの方々が免許を受けており、今ではアマチュア無線におけるデジタル音声通信は特殊な通信方式では無くなりました。

更に伝送速度 4800bps、占有周波数帯幅 10KHz 以下、電波の型式「10F3」が新たに免許されました。そして 2004 年 1 月より、アルインコが提唱してきた電波形式 F1E に属するデジタル音声変調モード（10Ｆ3/20Ｆ3）が一般的なモードと認められ、電波型式「F1E」として 20W以下の変更申請の場合、従来の煩雑な手続き不要で変更申請が可能になりました。

＊申請から電波発射までの手順は大略次の通りです。

デジタル対応無線機でのアマチュア局の新設、デジタル対応無線機増設、20W を超えるデジタル対応無線機での変更の場合は、保証認定時にあった機器の持ち込み検査等が不要となりました。以下の手順に従って申請手続きをしてください。

1 アマチュア局の新設の場合：
開局申請にデジタル対応無線機をお使いになる時、 無線局開局申請用紙の“ 保証認定 ” の項目に従って申請ください。

2.今受けている無線局免許にデジタル対応無線機を新規追加される場合：
変更申請用紙にある「変更保証認定」の “ 増設 ” に従って申請ください。

3.20Wを超えるデジタル対応無線機で開局していて F1E の免許受ける場合：
変更申請用紙の「変更保証認定」の “ 一部変更 ” に従って申請ください。

※申請の詳細につては下記の TSS 株式会社のホームページに詳しく記載さています。また、ＦＤ申請による詳細は下記の総務省電波利用ホームページに記載さています。
TSS 株式会社 URL　　http://www.tsscom.co.jp/
総務省電波利用 URL　http://www.tele.soumu.go.jp/j/download/index.htm 以上

Ｄ Ｊ －520/530 で「F1E」を申請する場合の申請書の書き方

21　希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式

周波数帯		空中線電力		電波の型式	
１４４M	,	１０W	,	4VF	〕
４３０M	,	１０W	,	4VF	〕

22 工　事設計	第　１　送信機	第　２　送信機
変更の種別	取替　増設　撤去　変更	取替　増設　撤去　変更
適合証明番号		
発射可能な電波の型式、周波数の範囲	F2D F3E 10F1E 144MHz、430MHz	
変調の方式	リアクタンス変調 10F1E GMSK 直接周波数変調	
定格出力	５　　W	
終段管　名称個数	2SK2975×1(144MHz) 2SK2975×1(430MHz)	
終段管　電　圧	１３．８　　V	
空中線の型式	＊実際に使用するアンテナを記入する	
その他の工事設計	電波法第３章に規定する条件に合致している	

	周波数測定装置	A 有（誤差　　　　） B 無
	添付図面	☑ 送信機系統図

1、変更の種別の欄：　取替えの場合は　取替　、増設の場合は　増設

２、申請書は総務省の各地方総合通信局担当課へ直接送付します。

第　送信機系統図(DJ-520/530)